

社会の変革期における社会教育の役割
～子供の貧困の現状に社会教育は何ができるか～

The role of social education in a period of great change

松永 由弥子

Yumiko MATSUNAGA

(令和2年10月6日受理)

Key words 社会教育 子供 貧困 連携 相互教育性 担い手

要旨

第36期静岡県社会教育委員会では、「社会教育と子供の貧困」という諮問問題の下に協議を重ねてきた。この協議のプロセスを通し、会議の中で共有された社会教育の役割を考察するとともに、新しい生活様式が求められる社会変革期において、社会教育が担うべき役割について検討を行った。

はじめに

我が国では、平成20年代後半より子供の貧困率に上昇傾向が見られ、平成25年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された。そのような中、平成30年11月より始まった第36期静岡県社会教育委員会には、県教育委員会より「社会教育と子供の貧困」という諮問がなされた。具体的には、

「日本の子供の約7人に1人が平均的な所得水準の半分以上以下の生活を余儀なくされている。(子供の貧困率 13.9% H28 国民生活基礎調査)中でも、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と、先進国の中でも最悪な水準だと言われている。

また、貧困家庭は安定した仕事に就けなかったり低賃金に悩まされたりすることが多く、子供にかかる時間やお金の余裕がなくなり、子供は十分な体験や学びが不足し、結果として貧困が連鎖していく傾向がある。

子供たちの未来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないようにしていくために、この問題に社会総がかりで取り組む必要がある。

社会教育には、学び合いを仕掛けることにより、地域での課題を解決する人材を育み、地域主体の活動を生み出すという特徴がある。家庭教育支援や地域の教育力を生かした子供の居場所づくりや学習支援など子供の貧困対策を教育的効果を高めながら進める方策や可能性について意見をいただきたい。」

というものであった。この諮問に対し、委員には、福祉分野にも見識のある学校教育、社会教育、家庭教育の関係者、福祉行政関係者、学識経験者計13名が委嘱され、2年間で12

回の会合等を重ね、報告書にまとめた。

本稿では、令和2年11月18日に静岡県教育委員会に提出された報告書を参考に、この会議の中での協議のプロセスを検討し、子供の貧困というテーマを通して、会議の中で共有された社会教育の役割を考察するとともに、新しい生活様式が求められる社会変革期において、社会教育が担うべき役割について検討を行うこととする。

1. 子供の貧困とその対策の現状把握

第1回(平成30年12月13日開催)～第7回(令和元年12月2日開催)の会合では、主に子供の貧困の現状、またすでに進められている主に福祉分野での貧困対策の現状を把握するために、協議、視察、委員発表等が行われた。

(1) 子供の貧困の現状把握

子供の貧困の現状把握に際しては、児童養護施設への視察を行ったり、学校教育や社会教育などの教育分野や福祉分野の現場を知る各委員から、生活に困窮した家庭の子供や保護者の現状について報告を共有したりすることで、理解を深めた。また「静岡県子どもの生活アンケート」(令和元年9月)の調査結果の考察も行った。

この調査結果によれば、判定可能回答数 2,987 世帯のうち、貧困層に相当する世帯は 10.3%であり、貧困世帯の子供の方が非貧困世帯の子供よりも、規則的な生活習慣、基本的な学習習慣が身につけられていない傾向がみられた。さらに、貧困世帯の子供の方が非貧困世帯の子供よりも、学習内容を理解していると感じていない傾向があり、進学先に大学等に進学を希望する割合が少ない傾向にあった。同時に、自己肯定感に関する回答割合が低くなっていた。

加えて、この調査結果について、保護者にかかわる部分をみると、県内には支援を必要とする家庭が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあった。そして貧困世帯の保護者の方が非貧困世帯の保護者よりも、子供の基本的な生活習慣が身につけていないと感じている傾向があり、経済的な問題により、学習塾や習い事に通わせることができないと回答する割合が高かった。希望する子供の進学先では、高等学校卒業までを希望している保護者が多く、大学を含む高等教育への進学の難しさがうかがわれた。子どもについての悩みや不安においては、貧困世帯の保護者は、子供の教育やしつけに自信が持てない傾向があり、子供の進学や受験に対して心配する割合が高いことがわかった。収入や家計、住まいや生活環境に関する項目では、貧困世帯と非貧困世帯との間で、回答割合に大きな差が生じており、子どもに関すること以外の悩みや心配を抱え、その他にも、貧困世帯の保護者は多様な悩みを抱えている傾向が高いが、非貧困世帯に比べ、相談相手がいないと回答した割合が高いことが伺えた。なお、ほぼすべての世帯が、児童手当や生活保護、放課後児童クラブなど、公的な制度の内容等を理解していたが、貧困世帯の保護者の中には、生活困窮者自立支援制度や母子父子寡婦福祉資金貸付などの様々な公的な支援制度を知らない保護者も、およそ2割弱いることが分かった。また、貧困世帯の保護者の約半数近くが、子ども食堂やフードバンク等の食の支援を利用したいと考えていた。

以上の現状に対して、委員からは、それぞれの立場より様々な意見が挙げられた。それらの意見はおおよそ4つに分類される。

1) 経済的な側面に注目した意見

- ・経済的な余裕があれば、塾などの補習の機会が確保されたり、自宅に落ち着いた学習環境を整えたりすることができ、学力や学習時間が充足される。
- ・家庭の経済的な面に対する支援が充実すれば、進学にかかる費用を気にすることなく、志望校の選択肢が広がり、高校進学することも可能となる。
- ・通学に必要な交通費や校納金を含め学業に必要な費用が用意できれば、経済的な問題への不安が軽減し、安定した学校生活を送ることができる。
- ・必要な学用品が不自由なく揃えば、揃わないことに起因する登校渋りや不登校になりにくい。その他に、修学旅行などの積立金が用意できれば、修学旅行などの学校行事に不自由なく参加することができる。
- ・家庭の経済的なことに大きな不安を抱くことがなくなれば、ユニフォームなども含め活動に必要な道具が購入でき、子供が安心して部活動などに取り組むことができる。
- ・必要な食事の確保ができれば、子供の身長や体重などについて、順調な発達を促すことができる。また、子供が病気になった場合、子供の受診に関わる医療費の助成に加え、通院に必要な交通費が用意できると、受診できる場合がある。
- ・水道代やガス代等の生活費を工面できれば、入浴などが制限されることなく、衛生を保つことができる。
- ・奨学金制度等の学費を支援する制度が広く普及すれば、経済的に苦心することなく学業に専念することができる。
- ・電気・ガス・水道などの料金滞納によりライフラインを停止される家庭や家賃が長期にわたり支払えず、強制退去の申し立てをされる家庭などの現状がある。また、長期にわたり税金などが未納であり、再三の指導に応じない場合、給料が差し押さえられている家庭もある。
- ・借金等を含む生活苦を相談できる体制や支援体制が充実していれば、現状より安心して生活を送れる家庭もある。

2) 生活習慣や環境に注目した意見

- ・規則正しい生活を送るための家庭内教育が充実すると、肥満や病気などの子供の健康への不安が軽減するのではないかと。また、子供の虫歯の被患率も下がるのではないかと。
- ・保護者が子供に対して良好な関わりをもつことができれば、家庭での規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけることができるのではないかと。
- ・父子家庭において、父親が食事の準備や掃除など家事全般ができると、基本的な生活自体に困ることがなく、子供の成長や健康に問題が起こるリスクを減らせるのではないかと。
- ・保護者が日々の生活に余裕を持つことができれば、子供への細やかな見守りや気配り、声掛けが十分にできるようになる。また、学習など学校生活に目を行き届かせることができるようになり、その子供の学力や体力を家庭で育成することができる。
- ・安定した学習環境や条件を整えば、学力を積み重ねることができ、学業不振に陥ることが少なくなる。それにより、学業不振に起因する不登校を回避することにつながる。
- ・貧困世帯の子供の中には、自分の家庭状況をよく理解しているため、劣等感を抱きがちなものもあるが、様々な事情が解消されれば、そもそも貧困に対して劣等感を感ずることなく、自分を表現できたり、自己肯定感が高くなる。

3) 保護者の状況に注目した意見

- ・ひとり親が仕事のため、子供が一人で過ごす時間が多くても、人とつながる居場所があれば、勉強で分からないことを聞いたり、それ以外にも人とのコミュニケーションを図る機会が増えたり、良好な人間関係を築く土台をつくることもできることもある。結果として、登校に前向きになれるのではないかと。
- ・ひとり親家庭の保護者の中には、朝から夜遅くまで仕事をしている方がいるが、祖父母世代と同居していたり、片付けや掃除などの家事に気を配ったりして、家の中を清潔な環境に保っている方もいる。
- ・近年は、共働き家庭やひとり親家庭が一層増加し、保護者の生活様式や子供への関わりが大きく変化している。
- ・就労に関する問題も含めて保護者自身の生活にある程度の見通しが立てば、子供への関心がより高まる。さらに、時間的な余裕が生まれれば、子供の世話ができる。また、保護者が必要な教育を受けていれば、子供の学習を直接支援することも可能となる。
- ・保護者に対して自身の学歴に関係なく、現在の進学の方法等についてイメージを持つことができる支援があれば、子供に対する保護者の良好な働きかけが生じ、子供の進学意欲の向上や進路選択の幅の拡大する可能性がある。
- ・日々の生活に追われている保護者自身が、精神的にも経済的にも安定した生活を送れることが第一であり、この社会的課題は大きいと感じる。
- ・貧困家庭の保護者は、様々な理由により、学校行事（保護者会や三者面談）に参加することが難しい。また、学校の敷居が高く、学校に対する抵抗があり、教師を相談対象としにくい。
- ・関係機関に相談をする方の中には、これまでの行動を批判されるのではないかとという恐怖をもっている方もいる。
- ・本当に大変な人たちは助けを求めようとしない。
- ・貧困世帯の保護者に対して、困っていることを相談できる機関等をさらに周知し、保護者に必要な情報を届けることができれば、多くの家庭が社会的に孤立することを防ぐことができる。
- ・貧困世帯がどのようなコミュニティに居るのか、どのようなネットワークがあるかによって暮らしぶりが違ってくる。

4) 子供の貧困が見えにくい状況に関しての意見

- ・学校生活の中では、全員制服や体操服を着ており、全員が給食を食べているので、あまり貧困の状態が表面的にはわからない。たとえ制服や体操服が汚れていても、必ずしも貧困であるとは限らない。そのため学校の職員は貧困の実感がない。
- ・学校現場では子供の貧困が見えにくい。また、所持品から貧困を判断することは難しく地域の中でも子供の貧困が見えにくい。

(2) 子供の貧困に対する施策や取組の理解

以上のように、子供の貧困の現状を把握した上で、委員会では、次に、国や県の計画等を通して、すでに行われている貧困に対する取組についての理解を深めた。

国全体としては、貧困への取組は戦後整備された児童福祉の中で中心課題として取り組

まれ、生活保護法や母子及び父子並びに寡婦福祉法などの法整備、児童相談所・児童養護施設などの児童福祉施設などの施設整備がなされていることを理解した。近年では、令和元年 11 月に示された「子供の貧困対策に関する大綱」において、重点施策が、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の 4 つの視点でまとめられているという特徴について確認した。そこでは、以下のように重点施策が整理されている。

1) 教育の支援

- ・ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- ・ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)やスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- ・ 高等学校等における修学継続のための支援
 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- ・ 大学等進学に対する教育機会の提供・高等教育の修学支援
- ・ 特に配慮を要する子供への支援
 児童養護施設等の子供への学習・進学支援、外国人児童生徒等への支援
- ・ 生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- ・ 地域における学習支援等
 地域学校協働活動における学習支援等、生活困窮世帯等への学習支援

2) 生活の支援

- ・ 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
- ・ 保護者の生活支援
 生活困窮家庭の親に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進、保育等の確保、保護者の育児負担の軽減
- ・ 子供の生活支援
 生活困窮世帯等の子供への生活支援、社会的養育が必要な子供への生活支援
- ・ 子供の就労支援
 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援、高校中退者等への支援、児童福祉施設入所児童等への就労支援、子供の社会的自立の確立のための支援
- ・ 住宅に関する支援
- ・ 児童養護施設退所者等に関する支援
 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- ・ 支援体制の強化
 児童家庭支援センターの相談機能の強化、社会的養護の体制整備、市町村等の体制強化、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進、相談職員の資質向上

3) 保護者に対する就労の支援

- ・ 職業生活の安定と向上のための支援
 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- ・ひとり親への就労支援
資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援
- ・ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

4) 経済的支援

- ・児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- ・養育費の取決め支援など、養育費の確保の推進
- ・教育費負担の軽減

県内においては、県として国の児童福祉の考えに沿って、実際に、児童相談所、児童養護施設を設置、管理し、貧困問題に取り組んでいること、最近では令和2年に、静岡県子供の貧困対策計画の性格を有する「第2期ふじさんっこ応援プラン」が策定され、生活困窮世帯等への学習支援や保護者の自立支援に関する施策が進められていることを理解した。また、各市町においても基礎自治体として、子供の貧困対策に取り組んでいること、NPO法人等の民間団体が、放課後の居場所づくりや学習支援、子ども食堂など複合的な支援を実施している例など、民間の取組についても理解を深めた。

2. 貧困問題に関わる社会教育事業の把握

委員の任期も残り半年余りとなった第8回(令和2年2月7日開催)以降は、子供の貧困の現状と対策に関して一応の把握に至ったという諮問問題の核心にかかわる議論を進めた。その中で、手がかりとなっていたのは、すでに、貧困問題に対する取組としてみることができいくつかの社会教育事業であった。

先述の第2期ふじさんっこ応援プランでは、基本目標の1つに、虐待や貧困等により社会的な支援を必要とする子供やその家族に対し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行い、「すべての子どもが大切にされる社会の実現」が掲げられ、目標達成のためには、家庭、地域、市町や県が相互に連携して様々な具体的な貧困問題に対する取組を進めていくことが重要とされ、その中には県社会教育課が所管している取組も表1のように掲載され、目下推進されている。これらは、明らかに貧困問題に対する取組としてみることができる。

表1 第2期ふじさんっこ応援プランに掲載された社会教育事業

重点項目		具体的な取組	社会教育分野 関連事業名
(1) 教育 の支援	ア 「学校」 を窓口にした 学習と生活の 支援	地域全体で子どもを育む活動を行う地域学校協働本部による授業の学習補助等の推進	地域学校協働 活動推進事業
		子育て経験者や教員OB等から成る家庭教育支援チームによる保護者の相談対応や学びの機会の提供	家庭教育支援 事業
		子どもやその家族等に支援機関を紹介するリーフレット「ふじのくにiマップ」の活用	青少年対策総 合推進
		困難を抱える子どもやその家族に対する支援機関等との連携による合同相談会の開催	青少年対策総 合推進
	イ 地域における学習支援	地域の教育力を活用した放課後等における学習支援の推進	「しずおか寺 子屋」創出事 業
(2) 生活 の安定に 資するた めの支援	イ 子どもの 居場所づくり	子どもに安全・安心な居場所を提供する放課後子供教室を実施する市町への助成	放課後子供教 室
		教育委員会と健康福祉部が協力した、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携促進	放課後児童ク ラブと放課後 子供教室との 連携

以下が、それぞれの事業の概要である。

(1) 地域学校協働活動推進事業

社会総がかりで子供たちの学びや成長を支えるために、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画して行う様々な活動である。地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域学校協働活動を実施する。実施にあたっては様々な課題があるが、地域学校協働本部を設置している学校は年々増加している（令和元年度時点で、静岡県下の小学校 52.8%、中学校 43.1%で設置）。本委員会では、袋井市立北小学校「ともえサポーターズ」の事例発表や、掛川市の地域学校協働活動の視察により、現状理解を深めた。

(2) 家庭教育支援事業

近年、社会の急速な変化により家庭や地域の環境が変わる中で、仕事で忙しい家庭や、悩みを抱え孤立しがちな家庭など、様々な課題を抱えた家庭があり、更にはいじめや不登校、児童虐待の増加といった問題の複雑化、多様化によって、今までの家庭教育をそのまま進めることが困難な家庭が多くなっている。そこで、すべての保護者が安心して家庭教育が行えるよう、社会総がかりで家庭教育支援に取り組む方向を模索している。

(3) 青少年対策総合推進(子ども・若者支援(「ふじのくにiマップ」・合同相談会))

困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制を構築している。

(4) 「しずおか寺子屋」創出事業

社会総がかりで子供たちを育む環境づくりの推進に向けて、家庭における学習習慣を身に付けていない子供たちが、主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を行っている。本委員会では、しまだはつくら寺子屋の視察及び事例発表により、理解を深めた。

(5) 放課後子供教室・放課後児童クラブと放課後子供教室との連携

地域社会の中で、子供たちが心豊かで健やかに育まれる安全・安心な活動拠点(居場所)づくりが求められている。実際には、放課後や週末等に小学校や公民館などを活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会が提供されている。

また、このプランには掲載されなかったものの、委員の事例紹介を通し、子供の貧困問題に対する取組として有効と考えられるものとして、「通学合宿・防災体験合宿」が挙げられた。これは、地域の集団で生活できる場所に子どもたちが数日間合宿をしながら、通常の学校生活を送るといった試みであり、この取組を通し、子供たちのお互いの立場を理解し協力し合う心を育むとともに、大人たちのボランティア参加を促した新たな地域コミュニティを創出し、地域での子育て支援体制の整備を促進するものである。

3. 提言に向けて共通理解していったこと

委員会としては、諮問問題に対する協議の結果を、任期中に報告書としてまとめる必要があった。社会教育委員は、委員個人が教育委員会より委嘱を受け、諮問等に応じて意見を

述べることを職務としているため、報告書の内容全てが委員の完全なる同意を得て作成される必要はないが、報告書が提出を有効に使われることを考えると、やはりある程度委員の総意となる提言を報告書に掲載していく必要性を委員全員が認識し、報告書の最後には、そのような内容に掲載することになった。この提言にいたるまでに、委員がまず共通理解したことは以下の点である。

(1) 委員会そのものの意義

本委員会において、教育関係者と福祉関係者が一堂に会して協議を進めることができたこと自体、非常に意義のある委員会であった。

(2) 「相対的貧困」の考え方を重視した子供の貧困の捉え方の共有

一般的に「貧困」と言った場合には経済的・物質的な困窮そのものだけをとりえがちであるが、たくさんの物に囲まれていなくてもそれを貧しいと思わず、心豊かに暮らしている人もあれば、物質的に恵まれているように見える場合にも、何か物足りなさや困り感を抱いて暮らす人もいる。本委員会では、上記のようなことも含め、貧困について「相対的貧困」の考え方を重視した上で、経済的な貧困だけでなく、主にそこから派生する、健やかな成長を妨げると危惧される教育機会や様々な体験機会の貧しさも含めて子供の貧困を捉えた。

子供の貧困の現状把握、施策や事業の理解を通して、上記の点についての共通理解は深まったと思われる。また、これまでも様々な計画が立てられ、施策が打たれるにもかかわらず、子供の貧困の現状が改善されない事態を、議論の中で度々目の当たりにする中で、

(3) 貧困のなかにある子供や大人という当事者からみて、現在の事業は本当に困っている人達に届いているものであるのか、当事者の声は把握されているのか。

(4) この当事者の立場から見れば、施策同士の連携はまだまだ不十分で一貫性に欠けているのではないか。

という点は、度々複数の委員の意見として挙げられ、共通認識を得た点であった。

このような中、第 35 期社会社会教育委員会で検討された社会教育の特徴の一部が紹介され、スムーズに委員に受け入れられた。それは、3 つの特徴を有した社会の捉え方である。具体的には、以下の通りである。

(5) 社会教育における人々の学びやそこに集う人々の関係性の捉え方

1) 互いに学び合う「相互教育性」

教育という営みは変幻自在で、教える者と学ぶ者の関係がいつも固定しているとは限らない。特に社会教育では、教える者と学ぶ者が状況によって流動的・循環的に交代していき、互いに教え合い、学び合う関係性（相互教育性）がより強く見られる。地域づくりや家庭教育支援のあり方、親の学びへの支援を考える場合、教えられる側が教える側へ、支えられた側が支える側へと交代・循環していくことが求められる。このことを地域の構成員一人一人が意識することで、地域の豊かな学びが生み出されていく。

2) すべての人が社会の構成員

「子どもは未来の担い手である」と言われる。大事な考え方だが、子どもは未来になってはじめて社会の担い手になるわけではない。既に今の時点で社会の構成員であり、学び合い・支え合いの担い手である。その意味で、地域社会のすべての構成員は子どもの関係者である。子どもが持っている内から育つ力を信じ、もっと社会と深く関わりな

がら主体的によりよく生き、育っていけるような環境づくりに取り組むことが大切である。

3) 地域の人々のつながりをつくる役割

多様な年代、立場の人々が学び合い、支え合う社会教育を構想する時、人と人を出会い、つなぎ合わせる拠点が重要となる。図書館や青少年教育施設等の社会教育施設は、個人の学びの場であると同時に、学び合い・交流の拠点ともなる。また、子ども会、青年団などの地域の様々な組織も人が支え合うための拠点といえるだろう。有形無形の様々なネットワークも重要な拠点である。このように、多様な人々が交流し学び合い、その成果をまた持ち帰っていく拠点においてこそ、社会教育の力が発揮される。

このような社会教育ならではの教育や学びの捉え方は、子供の貧困問題に対する取組や、子供の健やかな成長を支援する取組を充実させるためには重要な考え方との認識を得た。

そして、提言においては、教育行政と福祉行政のさらなる連携を願って、その具体案を提示することになった。具体案の検討においては、

(6) より丁寧なつながりを目指した連携の必要性

(7) 子供も含めた市民が、皆社会の担い手になるような取組の重要性

という視点についても、共通認識が得られ、これら(1)から(7)の共通理解の下に、具体案が提示されることとなった。

提言の具体案では、福祉と社会教育の連携のみならず、例えば、子ども食堂を「調理実習」と称して、子供達が食べ物をもらうだけでなく、調理し、それを自分たちで食べるだけでなく地域の高齢者の方に配達する、子供の情報発信能力を生かして、社会教育関係団体が発信する情報の制作に参画するなどの取組が挙げられている。

おわりに

以上のように、福祉関係者も多かった第36期の社会教育委員会であったが、現状把握の中で共通理解を深めることで、何とか諮問への答え、社会教育に何ができるか？という問いへの答えを導き出すことができた。ここでそれを端的に述べれば、社会全体で子供の成長・発達を見守り、お互いの生活を支え合って、貧困の最悪の状態を招くことのないよう、予防的な対策となり得る事業を展開する、ということである。社会教育は、公教育の性質上、常に、全ての人々を対象に行われるものであり、その点で、当事者となった人に手を差し伸べるという方法をとる福祉行政とは立場が異なるものである。しかしながら、否、だからこそ、当事者の手前にいる人々に手を差し伸べることができるのは社会教育である。そのように考えれば、福祉の向上と社会教育の発展は、子供の健やかな成長を支える車の両輪と捉えることができ、その連携の重要性は計り知れない。

さらに言えば、公教育の提供の主体は学校ではあるが、福祉と同様に、子供の健やかな成長を願う教育において、社会教育の役割は重要と考える。特に、令和2年に勃発した新型コロナウイルス感染拡大に象徴される急変する激動の時代においては、柔軟な対応能力や問題解決力等の実践力が求められ、それらを学校教育においてのみで養成するのは至難の業であろう。いつでも、どこでも、何でもありの柔軟な社会教育の姿勢は、教育改革のヒントに十分なり得るものと思われる。

参考文献

- ・松永由弥子・角替弘規「静岡県下における子ども食堂の実態と課題」静岡産業大学論集『スポーツと人間』第3巻第2号(pp. 93～98)、平成31年3月
- ・松永由弥子・角替弘規「多様化する社会における若者の進路形成に関する一考察～教育は社会的格差とどう向き合うか～」静岡産業大学論集『スポーツと人間』第4巻第1号(pp. 165～172)、令和2年2月
- ・第36期静岡県社会教育委員会報告書『社会教育と子供の貧困～教育と福祉の連携に向けて～』令和2年10月
- ・小沢修司編『現場からみた「子どもの貧困」対策』京都地域未来創造センターブックレットNo.6、公人の友社、平成30年
- ・貧困研究会編『貧困研究』vol.20、明石書店、平成30年

謝辞：本研究は静岡県立大学令和2年度教員特別研究推進費(区分2)「文化的多様性を前提とした学校教育及び食育のあり方に関する基礎的調査研究」(代表者：静岡県立大学享受角替弘規)によるものである。